

公 募 案 内

「2026 年度コンテンツ海外展開支援拠点」

上海拠点

コンテンツ・アドバイザー1 業務委託先の公募

2026 年 6 月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）・上海事務所

公募案内の目次

① 公募案内

② 評価基準

(別紙) 仕様書

(別紙) 業務委託費明細書

(別紙) 応募書

公募案内

次のとおり公募を実施します。

2026年6月2日

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所 所長 天野真也

1. 公募に付する事項

(1) 案件名	「2026年度コンテンツ海外展開支援拠点」 上海拠点 コンテンツ・アドバイザー1業務委託先の公募
(2) 採択予定人数	1者程度を予定
(3) 対象分野、対象国・地域	【対象分野】 コンテンツ分野 【対象国・地域】 中国華東地域（上海市／江蘇省／浙江省／安徽省）を中心とするが、他中国地域についても対象とする
(4) 調達案件の仕様等	別紙仕様書のとおり
(5) 履行期間	契約締結日～2027年3月19日まで
(6) 履行場所	別紙仕様書のとおり
(7) 公募方法	① 応募者は、公募案内で指定する応募書類をもって申し込むこと。本公募案内で定める評価基準を基に選定し、高い評価を得た1者程度を採択者として決定する。なお、具体的な選考プロセスは後述の「選考プロセス・選考スケジュール」を参照のこと。 ② 応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 応募資格・要件

- (1) 採択通知後速やかに本事業に関する委託契約をジェトロとの間で直接締結できること。
- (2) 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関しジェトロから指名停止措置を受けていないこと。
- (3) ジェトロが求める経理およびその他の事務についての説明・報告ができるなど、ジェトロが本事業を委託する上で必要とする措置に適切に対応できること。
- (4) 反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体等に所属する個人または法人ではないこと。また、日本法、国際連合、欧州連合、米国及び応募者の所在国の法令等で、制裁対象者として指定され

- 輸出入、支払等、資本取引、投資、役務取引その他の取引等の制限を受けている者及びこれらの者の支配下にある企業・団体等（以下「制裁対象者」という。）に該当しないこと。制裁対象者に所属しておらず、かつ、制裁対象者との間で経済的関係を有していないこと。公募案内記載の要件を満たさないおそれが生じた状態になった場合には、速やかにジェットロに報告すること。
- (5) 本事業に必要なとされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
 - (6) 仕様書に記載の業務内容のうち、「個別支援業務」に含まれる業務を1項目以上対応可能であること。
 - (7) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び現地語の業務が可能であること。
 - (8) 応募者が対象国・地域あるいは業務遂行可能な近隣地を主たる居住地としていること。
 - (9) 応募者の主たる事業拠点（所属先がある場合は主たる勤務地）が当地あるいは業務遂行可能な近隣地であること。
 - (10) 応募者に所属先がある場合は、本事業の委託業務実施について所属先の了解を得られていること。
 - (11) 応募者自身及び応募者の所属先が過去に刑事罰を受けておらず、若しくは、刑事手続が行われていないこと、又は民事上の紛争（ジェットロが対象外と判断するものを除く）が生じていないこと。
 - (12) 本事業の遂行にあたり、健康上に支障がないこと。
 - (13) 本事業及び他のジェットロ事業における契約実績がある場合、当該期間中に指導内容・指導姿勢等に重大な問題、または事務手続、業務報告等において重大な問題を起こしていないこと。
 - (14) 業務を遂行するために必要なPC操作（Word、Excel、PowerPoint、E-mailなど）が可能であること。TeamsやZOOM等を使ったオンラインでの打ち合わせ等ができること。また、ウイルス対策ソフトを導入するなど、ジェットロの求める情報管理を行うことができること。
 - (15) 時勢に合致した最新の対象国・地域のネットワークを有しており、それらを活用しながら、企業等の海外展開支援ができること。
 - (16) 企業等からの相談に対して自ら積極的に取り組み、案件成約、協業、拠点設立等に結び付けていくという強い意欲が感じられること。
 - (17) 企業等の経営者などとの円滑なコミュニケーション（発言の抑制、傾聴、文脈及び相手の反応の認知、適切な助言等）ができること。また、利益誘導の禁止等公的機関の業務遂行の留意点を理解していること。さらに、機密情報・個人情報の取扱い、知的財産（著作権等）、コンプライアンスの重要性を理解し、適切な対応（態度・言動・情報の取扱い）ができること。
 - (18) 本事業の目的・趣旨・意義を理解し、事業に参加することに意欲的であること。また、ジェットロや他の経済団体等と協調して事業に取り組むことができること。

3. 業務委託の金額

本業務に基づき支払われる業務委託費は「業務委託費明細書」の通りとし、出来高払いとする。ただし、年間RMB 304,500（税込）を超えないものとする。

- (1) 単価には付加価値税等、一切の現地諸税を含むものとする。なお、年間予定数量は想定数であり、確約するものではない。
- (2) 業務に付随し発生する電話代、コピー代、保険料等事務経費については、業務委託費に含むもの

とし、ジェットロは負担しない。

- (3) 当該契約締結先のジェットロ事務所にて業務を行う場合、事務所までの交通費は業務委託費に含まれるものとする。ただし、ジェットロが別途指定した場所にて業務を行う場合は、実施にかかる交通費等を規定の範囲内でジェットロの負担とすることができる。
- (4) 本事業に係る国内外出張経費は、業務委託費とは別にジェットロの旅費規程および出張要領に基づく実費精算とする。なお、特に記載のない費用については業務委託費に含まれる。

4. 応募方法

(1) 応募フォーム

別紙応募書をダウンロードの上、必要情報を入力して申し込みをすること。

(2) 応募期限

2026年6月5日（金）15時必着（当地時間）

(3) 提出先

ジェットロ・上海事務所（担当：高村、益森、孟）

E-mail：PCS@jetro.go.jp

5. 業務従事予定者の選定及び契約期間中における業務従事者の変更

応募者は、応募にあたり、所属する業務従事予定者が業務従事者の要件を満たしていることを事前に確認すること。なお、契約経過中に、災害、健康上の問題などの事由により業務続行が困難な場合、活動指標の達成率が著しく低い場合、指導内容、指導姿勢などに重大な問題や支援先とのトラブル、又は事務手続き、業務報告などにおいて重大な問題を起こした場合には、業務委託先とジェットロで協議の上、業務従事者を変更するように依頼することがある。

6. 選考プロセス・選考スケジュール

(1) 書類選考：2026年6月5日（金）予定

※ 書類審査の内容から、上位1者を採択する。

(2) 採択結果通知：2026年6月初旬（予定）までに書面にて通知する。

(3) 契約に関する説明：(3)の後、契約内容、各種手続きなどについて説明する。

7. 応募にあたっての注意事項

- (1) 本公募に応募する者は上述の応募フォームの登録をもって応募があったとみなす。当該登録後に応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を書面で提出すること。
- (2) 審査の経過、結果に関する問い合わせには応じない。

8. その他の注意事項

- (1) 業務委託先が、事業のすべてもしくは一部を第三者に再委託することを禁ずる。
- (2) 業務委託先は、ジェットロの求めに応じ、業務報告書や成果物等を提出すること。これらの知的所有権及び事業成果は原則ジェットロに帰属する。

9. 個人情報の取り扱い

本公募による業務委託先採択過程で知り得た個人情報は、業務委託先選定及び業務委託契約締結のために使用する。

10. 問い合わせ先

ジェトロ・上海事務所（担当：高村、益森、孟）

E-mail：PCS@jetro.go.jp

11. その他

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の1以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
※当機構が保有する情報又は公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

評価基準

【初期選考】	
審査項目	評価
(1) 応募に必要な書類、記載事項に不足がない。	○又は×
(2) 公募案内で示す「応募資格・要件」を全て満たしている。	○又は×

【初期選考にかかる留意事項】

- 初期選考において一つの項目でも×があった場合には、書類選考には進めない。

【書類選考】	
審査項目	評価（加点）
(1) 本事業の実施目的や趣旨を理解し、本事業の成果向上に意欲的である。	3点
(2) 自己の能力発揮ならびに最新情報や知見の収集活用に積極的である。	3点
(3) 対象国・地域での事業経験、事業展開支援経験が豊富であり、相応の専門知識、知見、人脈を有している。	3点
(4) 海外展開に必要なマーケティング知識、商習慣、現地法令等に精通しており、企業等の個別具体的な課題を発見し、解決のための適切なアドバイスが可能である。	3点
(5) 本事業の遂行に必要な業務時間が十分に確保でき、企業等からの要望に迅速に対応できる。また、必要に応じてジェトロから依頼された出張が可能である。	3点
(6) 応募者が有する知見及び本事業遂行により得た経験・ノウハウ等をジェトロ及び他の委託先と積極的に共有するなど、本事業の効率的な運営に協力的である。	3点
(7) ジェトロが求める経理およびその他事務にかかる対応・報告ができるなどジェトロが本事業を委託する上で必要となる基礎的活動に適切に対応できる。	3点
(8) コンプライアンスを遵守しジェトロからの業務改善要望に真摯に対応できる。	3点
(9) コミュニケーションに問題はない（サービス利用者からコーディネーターの話し方、伝え方に起因したクレームが発生する恐れはないか）。	3点

【書類選考にかかる留意事項】

- 加点項目の評価
 - <3点満点の項目>3/2/1/0の点数で評価（4段階：大変優れる/優れる/問題ない/問題あり）
- 0点の項目が一つでもあった場合は不採用となる。